

令和7年度森林体験プログラムの実施計画策定および運営業務 実施要領
(公募型プロポーザル)

本要領は、令和7年度森林体験プログラムの実施計画策定および運営業務（以下、「本業務」という。）に係る受託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務名称

令和7年度森林体験プログラムの実施計画策定および運営業務

2. 業務の内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

別紙「特記仕様書」のとおり

(2) 業務内容

別紙「特記仕様書」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金2,000,000円(消費税および地方消費税を含む)

(4) 委託契約期間

- ・ 契約締結日から2026年3月31日

(5) 履行場所

- ・ 本市担当者と協議のうえ決定する。
(履行場所候補)しあわせの村、公共、民間施設等
※詳細は別紙「特記仕様書」参照

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

- ・ 神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、特記仕様書および企画提案書に基づき決定する。(神戸市は受託者と協議の上、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある。)
- ・ なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

- ・ 業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。
- ・ 受託者の請求により契約額の10分の3以内の額について前金払いをすることができる。

(3) 契約書（案）

- ・ 別紙（頭書および委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

- ・ 契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

- ・ 契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募に必要な資格等

参加表明書類の提出から選定結果通知までの間を通して、次に掲げる要件のすべてを満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)および民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等による法的手続きを行っている者ではないこと。
- (3) 令和 6・7 年度神戸市入札参加資格(工事請負または物品等)を有すること。また有しない場合も下記に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ① 国税(法人税および消費税をいう。)および地方税を滞納していないこと。
 - ② 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく健康保険および厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)に基づく厚生年金保険に加入していること。ただし、法令により適用除外とされる者を除く。
 - ③ 「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第 5 条に該当しないこと。
- (4) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。また、令和 6・7 年度神戸市入札参加資格を有しない場合でも、上記の期間において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置要件に該当しないこと。
- (5) 森の手入れ、自然観察等の環境教育に係る業務について十分な技術と経験を有すること。また、本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。
- (6) 共同企業体の構成員は、単独での応募又は他の共同企業体の構成員として、重複して応募しないこと。
- (7) 複数の事業者等により構成される共同企業体を構成する場合は、構成員全てが上記(1)～(4)、(6)に掲げる要件を全て満たしていること、かつ、うち 1 社は(5)を満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。これを確認するために、共同企業体結成届出書(様式 5 号)および全代表者以外の構成員の共同企業体結成同意書(様式第 5-2 号)を提出すること。

5. スケジュール

(1)	実施要領の配布開始(公募開始)	2025 年 2 月 27 日(木)
(2)	参加表明書および質問の提出期限	2025 年 3 月 12 日(水) 17 時
(3)	質問への回答	2025 年 3 月 13 日(木)(予定)

(4)	企画提案書の提出期限	2025年3月21日(金) 17時
(5)	企画提案審査会 (プレゼンテーション審査)	2025年3月25日(火) 午前(予定)
(6)	選定結果通知	2025年3月31日(月) (予定)
(7)	契約締結・業務開始	2025年4月上旬(予定)
(8)	業務完了	2026年3月31日

6. 応募手続き等に関する事項

本募集に応募を希望する者の受付手続き等は以下の通りとする。「4.応募に必要な資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 実施要領の配布

ア. 配布期間

- ・ 2025年2月27日(木)

イ. 配布方法

- ・ 本市ホームページの「事業者募集」のページからダウンロード。(郵送による配布は行わない。)

<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>

※ ダウンロードできない場合にはメールにて送付するので、下記「11.問い合わせおよび書類の提出先」記載の電子メールアドレスまで問い合わせください。

ウ. 配布資料

- ① 公募型プロポーザル実施要領(本書)
- ② 特記仕様書
- ③ 契約書案(頭書および委託契約約款)
- ④ 様式集(様式1～7号)
- ⑤ 質問書(様式8号)

(2) 参加表明

ア. 受付期間

- ・ 2025年2月27日(木) から 2025年3月12日(水) 17時まで(必着)

イ. 受付方法

- ・ 別紙「参加表明書」(様式1号)に必要事項を記載の上、下記「11.問い合わせおよび書類の提出先」記載の電子メールアドレスまで送付すること。

※ 参加表明書を受け取った翌日(休日の場合は翌営業日)までに、各応募者の担当者宛に参加表明の確認を電子メールで連絡するので、電子メールが届かない場合は問い合わせてください。

※ 共同企業体を結成する場合、代表者の名義で提出すること。

7. 本公募に関する質疑

(1) 提出期限

- ・ 郵送、持参または電子メールにより、2025年3月12日（水）17時まで（必着）
※ 持参による場合の受付時間は、開庁日（土曜日、日曜日および祝日を除く）の9時から12時までおよび13時から17時まで。

(2) 提出書類

- ・ 質問書（様式8号）

(3) 質問に対する回答

- ・ 回答日：2025年3月13日（木）（予定）
- ・ 回答方法：全ての質問をとりまとめ、質問者を特定しない形式で、神戸市ホームページの「事業者募集」のページ内に掲載する。質問が無かった場合は、その旨を掲載する。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>

8. 応募（企画提案）の手続き

(1) 提出方法および期限

- ・ 郵送、持参または電子メールにより、2025年3月21日（金）17時まで（必着）
※ 原本が必要な書類については郵送または持参によること

(2) 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式2号）

(イ) 委任状（様式任意）※ 代表者以外の者の名義で申請する場合のみ提出すること。

(ウ) 令和6・7年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有することを証明する書類【写し可】

なお、資格を有しない場合は、下記の書類を提出すること。

a. 登記事項に関する「履歴事項全部証明書」（提出日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの）【写し可】

b. 法人税、消費税および地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書（提出日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの）【写し可】

※ 滞納がないことを証明する納税証明書によること。

※ 所在地の市町村において上記様式がない場合は各市町村民税の納付を証する証明書様式にて提出すること。

(エ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式3号）

(オ) 団体概要（様式4号）

※ 法人・団体のパンフレット（会社概要）等があれば添付すること。

※ 共同企業体の代表者以外の構成員は団体概要（共同企業体の代表者以外の構成員用）（様式4-2号）を使用し、併せて法人・団体のパンフレット（会社概要）等を添付すること。

(カ) 共同企業体結成届出書（様式5号）および共同企業体結成同意書（様式5-2号）

※共同企業体を結成する場合のみ。

※共同企業体で参加表明を行う場合は、全ての構成員について、上記の(ウ)～(オ)に記載する書類(必要に応じ a~b)を併せて提出すること。

(キ)参加辞退届(様式6号)

※参加表明後に辞退する場合は速やかに提出すること。

(ク)類似業務実績申告書(様式7号)

※業務実績は過去10年以内のものとする。

(ケ)見積書

※内訳明細に項目ごとの詳細な内容と費用(消費税および地方法消費税含む)を明記すること。なお、契約金額(基準額)を上限とする。

(コ)企画提案書

※詳細については「(4)作成要領」を参照。

(サ)その他補足資料

(3) 作成要領

- ・ 企画提案書は下記の構成例を参考にすること。(必要に応じて、項目を追加、順番や名称を変更してよいが、必ず下記項目に該当する内容を含むものとする。)
- ・ 予算内で追加提案をしてもよい。

【企画提案書 構成例】

1. 活動概要、基本方針(全体的な考え方、PR点、等)
2. 業務実施体制(運営方法、事業の進め方、安全管理、等)
3. プログラム案

(1) 年間プログラム予定表

(2) 各プログラムの内容

※本市が候補に挙げている履行場所で、特記仕様書の想定テーマに沿ってプログラムの内容を提案すること

※2カ所以上の履行場所を提案の上、プログラムの内容を提案すること

4. 広報発信

9. 選定方法、結果の通知、公表、契約

(1) 提出資料に関して、不明点があればヒアリングを実施する。

(2) 事業者選定の方法

- ・ 企画提案審査会において、提出された企画提案書等に基づいてプレゼンテーションを行うこと。その内容について(5)に掲げる評価基準によって評価し、選定委員の評価点の合計が最も高い事業者を委託予定事業者として決定する。

- ・ 企画提案審査会の日時、場所については、参加表明書の提出者全員に E メールにて通知する。
- ・ 評価点の合計が5割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。提案事業者が1者であっても同様の扱いとする。
- ・ 委託予定事業者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更の協議を行う。
- ・ 委託予定事業者の辞退又は協議不調のときは、企画提案審査会における選定で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。
- ・ 各委員の点数の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は、次の項目の順により順位を決定する。

ア) (5)に掲げる評価項目のうち「4.プログラム案」の合計点数が最も高い者

イ) 前項が同点の場合、同評価項目のうち「a.魅力度」、「b.方向性」、「c.実現可能性」の順に点数が最も高い者

ウ) 前項が同点の場合、当該応募者にくじを引かせて委託契約候補者を決定する。

(3) 企画提案審査会（プレゼンテーション審査）

- ① 日時：2025年3月25日（火）午前に実施予定（後日連絡）
- ② 場所：神戸市役所内（後日連絡）
- ③ 内容：企画提案書（様式自由）等による質疑応答を含むプレゼンテーション（15分程度、質疑応答は別途）

※ 説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

※ プロジェクターは市で用意する

(4) 選定結果の通知および公表

- ・ 2025年3月31日(予定)に、応募書類の提出者全員に結果を通知するとともに、本市ホームページにて公表する予定。

(5) 評価基準と配点

各委員が35点満点で評価し、その平均を採用する。これに事務局が事務的に採点する地元企業に対する加点および業務実績（下記「1. 地元企業に対する加点」、「2. 業務実績」）を加え、合計50点満点とする。

評価項目	評価の視点	配点
1. 地元企業に対する加点 【5点】	下表の基準により採点。 ※事務局採点	5点
2. 業務実績 【10点】	業務を任せるに足る実績があるか。（業務実績は過去10年以内のもの） ※事務局採点	10点
3. 業務実施体制 【10点】	①十分な運営体制が設定されているか。運営方法、事業の進め方に無理はないか。 ②プログラムあたりの講師、スタッフの想定人数	10点

		は十分か。また、確保方法に無理はないか。 ③想定されるリスクに対し、十分な対応が検討されているか。	
4.プログラム案 【25点】	a.魅力度	ターゲット層が参加してみたいと思える楽しそうな内容か。	5点
	b.方向性	発注者の意図を理解しているか。 事業目的に合った内容か。	5点
	c.実現可能性	費用、場所、道具、人材等を考慮した際に、実現可能な提案か。	5点
	d.独自性	提案者の強みや特性を活かした内容か。	5点
	e.多様性	5回のプログラムは、それぞれバリエーションに富んだ内容か。(毎回同じような内容になっていないか)	5点

※地元企業に対する加点の採点方法

単独企業による応募の場合	本店が神戸市内にある場合。	5点
	支店が神戸市内にある場合。	3点
	本店も支店も神戸市外にある場合。	0点
共同事業体による応募の場合	全ての構成企業の本店が神戸市内にある場合。	5点
	半数以上の構成企業の本店が神戸市内にある場合。 または、構成企業の全ての支店が神戸市内にある場合。	3点
	上記に当てはまらない場合。	0点

10. その他の注意事項

- (1) 提出書類の作成および提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 本市は、選定結果の如何に拘らず、提出書類を返却しないものとする。
- (3) 本市は、提出書類を、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 企画提案書が以下の条件のいずれかに該当する場合は、本選定に参加できないものとする。
 - ① 提出期限を過ぎてから提出されたもの
 - ② 提出物に不足があるもの
 - ③ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ④ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

- (5) 提出後の記載内容の変更や2通以上の企画提案書の提出は認めないものとする。
- (6) 委託契約の締結については、所定の「神戸市委託契約約款」に基づくものとする。
- (7) 応募後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の本公募への参加は無効とする。

11. 問い合わせおよび書類の提出先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市役所4号館6階

神戸市建設局防災課

電話：078-322-0125

FAX：078-331-3441

電子メールアドレス：mt_rokko@city.kobe.lg.jp